

再生資源等売却 令和8年度 共通仕様書

1 目的

資源物等再資源化推進事業において、選別された、資源物を有償にて売却し、再資源化を図るもの。

2 対象地区

個別仕様書に定めるとおり

3 履行期間

個別仕様書に定めるとおり

4 売却物件の品名、品質・性状、期間内売却予定量等

個別仕様書に定めるとおり

5 引渡場所

個別仕様書に定めるとおり

6 引渡し方法等

(1) 引渡しは、資源物等再資源化推進事業受託業者（以下、「受託業者」という。）の指示により隨時行う。

(2) 買受者は、原則として、市又は受託業者の引取り指示の連絡を受けた日から起算して3日以内に引取ること。

(3) 引渡しの日時は、原則として、月曜から金曜までの9時から17時までとすること。
ただし、12時～13時は除く。

(4) 運搬車両への積込作業については、受託業者が行うものとする。

(5) 運搬車両については、受託業者の計量器で計量可能な車両とし、市及び受託業者の承認を得ること。

※計量器：3m×8m 0～40t（トラックスケールタイプ）又は
3m×15m 0～60t（トラックスケールタイプ）

(6) 買受者は、(1)～(5)に規定する他、再生資源の引取りについては、市及び受託業者の指示に従うこと。

7 引渡し量の計量及び報告

(1) 買受者は、6により引き渡された再生資源を受託業者所有の計量器で計量し、計量証明書の交付を受け、翌月10日までに再生資源買受け報告書を市に提出すること。

(2) 再生資源買受け報告書に記入する重量は、計量された重量とし、水引き等については考慮しない。

(3) 買受者が受託業者と同一である場合は、「資源物」等再資源化推進事業業務委託にかかる「資源物」等再資源化処理実績報告書の提出をもって前項の報告に代えることができるものとする。

8 売却額の算定及び納付方法

(1) 7の(1)で報告された数量に契約単価を乗じて得た額を売却額とすること。

(2) 買受者は、(1)により算定された売却額を市が発行する納入通知書により指定日までに納付すること。

9 その他

(1) 市が、買受者にこの契約に關し特に指示する場合には、必要な報告書等を提出すること。

(2) 売却物件の最大限の再資源化を図るため、その全量について、買受者自らが、その所有する施設能力に応じ、再生資源としての利用を前提に、適正な選別等の処理を行うこと。

再生資源売却 再生資源買受け報告書

1 地区：		
2 品目：		
3 買受け重量		
回	買受け重量 (t)	備 考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
計		

年 月 分の買受け重量の実績について、上記のとおり報告します。

年 月 日

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名